**社会福祉法人　常盤会**

**虐待防止の指針**

〇特別養護老人ホーム　みずほ園

〇短期入所生活介護事業

〇通所介護事業

〇訪問介護事業

〇居宅介護支援事業

当施設における虐待防止のための指針を、次のように定める。

1　当施設における虐待の防止に関する基本的考え方

　高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為に該当することもある許されざる行為である。

　当施設は、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重

　視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、もって高齢者の権利利益の擁護を実現する。

2 当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止対策委員会」を組成します。

虐待防止検討委員会は、2ヶ月に1回開催し、他、必要な都度担当者が招集します。

虐待防止検討委員会の議題は、担当者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。

① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること

② 虐待の防止のための指針の整備に関すること

③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること （虐待の防止のための職員研修に関する基本方針）

3　虐待の防止のための職員研修に関する基本指針

　 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等

の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を

徹底します。

具体的には、次のプログラムにより実施します。

・高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解

・高齢者権利養護事業/成年後見制度の理解

・虐待の種類と発生リスクの事前理解

・早期発見・事実確認と報告等の手順

・発生した場合の改善策

４ 虐待等が発生した場合の対処方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の解決に

努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には

役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。 （虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項）

５ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

⑴ 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐

待者が担当者本人であった場合は、他の上司等に相談します。

⑵ 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があっ た場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上司が担当者を代行します。また必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

⑶ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対 応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

⑷ 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断され る場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

⑸ 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会 において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の究明と再発防止策を作成し、職員 に周知します。

⑹ 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合 であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

⑺ 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。（成年後見制度の利用支援に関する事項）

6 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

⑴ 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決

責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上司に相談します。

⑵ 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。

⑶ 対応の流れは、上述の「５ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。

⑷ 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。（入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項）

7 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

　本指針は利用者・家族や関係機関がいつでも閲覧できるよう事業所内に掲示し、またホ

　ームページに掲載する。

8 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

　本指針に記載のない対応マニュアル等の詳細については、瑞穂町高齢者虐待対応マニュ

　アルに基づいて対応する。

指針については虐待防止対策委員会で変更、問題点があり次第、随時検討していく

※本指針は、令和6年4月1日より施行する。